

労働者派遣法が改正されました!

平成24年10月1日から施行

派遣会社を選ぶとき

派遣会社の**マージン率**や**教育訓練に関する取り組み状況**などがわかるようになります

より適切な派遣会社を選択できるよう、

- ① インターネットなどにより派遣会社のマージン率や教育訓練に関する取り組み状況などが確認できるようになります。

派遣料金（派遣先が派遣会社へ支払う料金）	
賃金（派遣会社が労働者に支払う賃金）	マージン

- ② 派遣労働者の派遣料金の額が明示されるようになります。

明示される時：
1 派遣会社と労働契約を締結するとき
2 派遣先に実際に派遣されるとき
3 派遣料金に変更になったとき

※ マージンには、福利厚生費や教育訓練費なども含まれていますので、マージン率は低いほどよいというわけではなく、その他の情報と組み合わせて総合的に評価することが重要です。

派遣会社は、必ずあなたに**待遇に関する事項の説明**をします

労働契約を結ぶ前に

- ① 雇用された場合の賃金の見込み額や待遇に関すること
- ② 派遣会社の事業運営に関すること
- ③ 労働者派遣制度の概要

について、派遣会社から説明を受けてください。



働くとき

派遣先の社員との**均衡（賃金など）**が配慮されるようになります

派遣会社は、派遣労働者の賃金を決定する際、

- ① 派遣先で同種の業務に従事する労働者の賃金水準
- ② 派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力、経験などに配慮しなければなりません。

教育訓練や福利厚生などについても均衡に向けた配慮が求められます。



あなたの希望により、**有期雇用から期間の定めのない雇用**への転換が進められるようになります

有期雇用の派遣労働者（雇用期間が通算1年以上）の希望に応じ、

- ① 期間の定めのない雇用（無期雇用）に転換する機会の提供
- ② 紹介予定派遣*の対象とすることで、派遣先での直接雇用を推進
- ③ 無期雇用の労働者への転換を推進するための教育訓練などの実施のいずれかの措置をとることが、派遣会社の努力義務になりました。



*派遣先に正社員や契約社員などで直接雇用されることを前提に、一定期間派遣スタッフとして就業する形態

働くとき

日雇派遣は、雇用期間が30日以内の労働契約のときは認められません

日雇派遣については、派遣会社・派遣先のそれぞれで雇用管理責任が果たされておらず、労働災害の発生の原因にもなっていたことから、雇用期間が30日以内の日雇派遣は原則禁止になりました。

ただし、以下の場合は、30日以内の日雇派遣が認められます。

- ①禁止の例外として政令で定める業務について派遣する場合
- ②以下に該当する人を派遣する場合

- (ア) 60歳以上の人
- (イ) 雇用保険の適用を受けない学生
- (ウ) 副業として日雇派遣に従事する人
- (エ) 主たる生計者でない人

※(ウ)は生業収入が500万円以上、
(エ)は世帯収入が500万円以上の場合に限ります。

禁止の例外として政令で定める業務

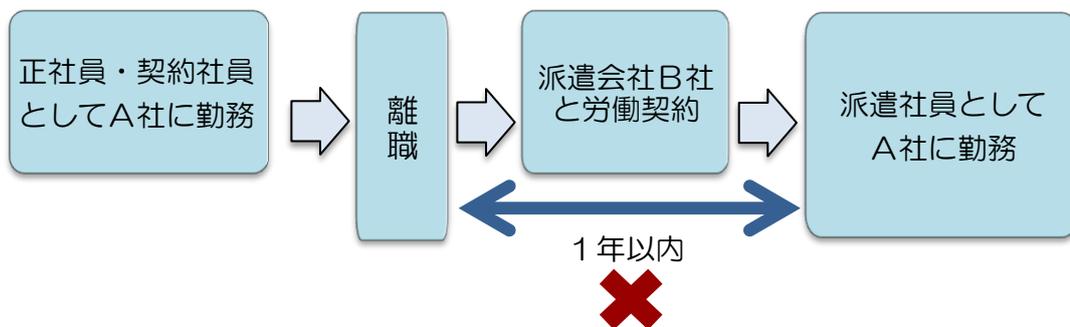
- ソフトウェア開発
- 機械設計
- 事務用機器操作
- 通訳、翻訳、速記
- 秘書
- ファイリング
- 調査
- 財務処理
- 取引文書作成
- デモ/トレーニング
- 添乗
- 受付・案内
- 研究開発
- 事業の実施体制の企画・立案
- 書籍等の制作・編集
- 広告デザイン
- OA/システム
- セーリング/コアの営業、金融商品の営業



離職後1年以内に、派遣労働者として元の勤務先に派遣されることはありません

直接雇用の労働者を派遣労働者に置き換えることで労働条件の切り下げが行われないよう、離職後1年以内に、派遣労働者として元の勤務先に派遣されることはなくなります。

※ 60歳以上の定年退職者は例外として除かれます。



改正の詳細については、都道府県労働局にお問い合わせください。

労働局名	課室名	代表電話番号	労働局名	課室名	代表電話番号
北海道	需給調整事業室	011-709-2311	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617
青森	需給調整事業室	017-721-2000	京都	需給調整事業課	075-241-3225
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	大阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303
宮城	需給調整事業室	022-292-6071	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831
秋田	職業安定課	018-883-0007	奈良	需給調整事業室	0742-32-0208
山形	需給調整事業室	023-626-6109	和歌山	職業安定課	073-488-1160
福島	需給調整事業室	024-529-5746	鳥取	職業安定課	0857-29-1707
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	島根	職業安定課	0852-20-7017
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	広島	需給調整事業課	082-511-1066
埼玉	需給調整事業室	048-600-6211	山口	需給調整事業室	083-995-0385
千葉	需給調整事業室	043-221-5500	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
東京	需給調整事業第二課	03-3452-1474	香川	需給調整事業室	087-806-0010
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	高知	職業安定課	088-885-6051
富山	需給調整事業室	076-432-2718	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
石川	需給調整事業室	076-265-4435	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
福井	需給調整事業室	0776-26-8609	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
山梨	職業安定課	055-225-2857	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
長野	需給調整事業室	026-226-0864	大分	需給調整事業室	097-535-2095
岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	宮崎	職業安定課	0985-38-8823
静岡	需給調整事業課	054-271-9980	鹿児島	需給調整事業室	099-219-8711
愛知	需給調整事業第二課	052-219-5587	沖縄	職業安定課	098-868-1655
三重	需給調整事業室	059-226-2165			